

## 支 部 規 程

平成25年 3月26日 理事会決定  
平成26年 3月26日 一部改正

### (総則)

第1条 支部の運営については、別に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

### (支部の名称等)

第2条 支部の名称、所在地、区域は別表のとおりとする。

### (都府県部会)

第3条 支部は、その支部の下部組織として支部役員会の決議により都府県部会を設けることができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (支部会員)

第4条 支部の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 支部の区域に所在地がある次に掲げる個人又は団体

ア 協会正会員（一般社団法人日本補償コンサルタント協会定款（平成24年5月29日決定）（以下「定款」という。）第6条第1号の正会員をいう。以下同じ。）

イ 協会正会員の支社、支店、営業所等

ウ 協会正会員と本社又は本店を同じくするその他の支社、支店、営業所等

(2) 賛助会員 支部の事業を賛助し又は後援するため入会した個人又は団体

2 新たに協会正会員となった者で支部の区域に所在地があるものは、正会員として当該区域の支部に入会するものとする。

3 正会員（協会正会員を除く。）又は賛助会員として支部に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

4 入会は、支部役員会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第5条 正会員は、会費及び入会金規程（平成24年5月29日決定）に定める支部の会費及び入会金（以下「支部会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費及び入会金規程において別に定めるところにより、支部の賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の支部会費等及び賛助会費については、その全額を支部の活動に必要な経費に充てるものとする。

### (任意退会)

第6条 正会員（協会正会員を除く。）及び賛助会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の属する事業年度に係る支部の会費を完納の上、支部長に退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

### (支部の事業)

第7条 支部は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会（以下「協会」という。）の目的を達成するため、本部の事業を分掌するとともに、会員の業務発展のための特別な活動を行うものとする。

(支部総会)

- 第8条 支部総会は、支部のすべての正会員をもって構成し、毎年1回原則として5月に開催するものとし、支部長が必要と認めたときには臨時に開催することができる。
- 2 支部総会は、支部長が招集するものとし、支部の正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
  - 3 支部総会に付議すべき事項は、別に定めるもののほか、次のものとする。
    - (1) 事業報告及び収支決算の承認
    - (2) その他の支部運営に関する重要な事項
  - 4 支部総会の議事事項については、議事録を作成するものとする。
  - 5 支部総会の運営に関しこの規程に定めのない事項については、定款の規定を準用する。

(支部の役員)

第9条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名以内

(選任等)

- 第10条 支部長は、支部総会の推薦により協会の会長が委嘱する。
- 2 副支部長、幹事及び監事は、支部総会の決議によって選任する。
  - 3 監事は、支部長、副支部長、幹事又は協会の使用人を兼務することができない。

(職務)

- 第11条 支部長は、支部を代表し、その業務を執行する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部の業務を執行する。また、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、支部長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行する。
  - 3 幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、支部の業務を分担執行する。
  - 4 監事は、支部の業務執行及び会計を監査する。

(任期)

- 第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員に係る役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての職務を行わなければならない。

(支部役員会)

- 第13条 支部に支部役員会を置く。
- 2 支部役員会は、支部長、副支部長及び幹事で組織する。
  - 3 支部役員会は、支部長が招集する。
  - 4 支部長は、必要があると認めるときは支部役員会に監事の出席を要請することができる。
  - 5 監事は、必要があると認めるときは支部役員会に出席することができる。

(支部役員会の権限)

- 第14条 支部役員会は、この規程に別に規定するもののほか、次の職務を行う。
- (1) 支部総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 前号に定めるもののほか、支部の業務執行の決定

(事業計画及び収支予算)

第15条 支部の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに支部長が作成し、支部役員会の決議を経て、直近の支部総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 支部長は、毎事業年度開始前に当該年度の収支予算書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第16条 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属証明書を作成し、監事の監査を受け、支部役員会の承認を経た上で、支部総会において承認を得るものとする。

2 支部長は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属証明書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(相談役及び顧問)

第17条 支部に相談役及び顧問若干名を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、支部役員会において選任する。

3 相談役及び顧問は、支部長の諮問に応え、支部長に対し、意見を述べることができる。

4 支部長は、必要があると認めるときは、支部役員会に相談役又は顧問の出席を要請することができる。

5 相談役及び顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(委員会及び委員)

第18条 支部の事業を推進するため必要があるときは、支部役員会の決議により委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、支部役員会の決議により支部長が委嘱する。

(報告)

第19条 支部長は、その事業及び経理に関し6ヶ月毎にその状況を会長に報告するものとする。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は、支部役員会の決議により別に定めることができる。

附 則

この規程は、協会の設立の登記の日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から適用する。

別 表

名 称	所 在 地	区 域
北海道支部	札幌市	北海道
東北支部	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東支部	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
北陸支部	新潟市	新潟県 富山県 石川県
中部支部	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿支部	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
中国支部	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国支部	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州支部	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄支部	那覇市	沖縄県